

役員選出規定

第1章 総則

(制定趣旨)

第1条 本規定は、(財)全国高等学校体育連盟自転車競技専門部(以下「専門部」という)専門部規約第12条に基づき、役員選任に関する手続き、ならびに専門部運営組織について定める。

(目的)

第2条 本規約は、役員を選任を円滑かつ公正に実施し、専門部の健全な発展に寄与することを目的とする。

(選出方法)

第3条 各役員を選出は、以下のとおりとする。

- 1 部長 理事会において選出する。
事務局の円滑な運営を図るため、次の優先順位を基本とする。
 - ①事務局長所属管理職
 - ②事務局長所属都道府県専門部長
 - ③事務局担当地域内の適任者
- 2 副部長 理事会において選出し、全国専門委員長会の承認を得て、部長之を委嘱する。
事務局の円滑な運営を図るため、次のことを原則とする。
 - ①加盟校顧問であり、見識が豊かで十分な経験をもつ者。
 - ②専門部を統括し、専門部の諸事業の育成及び発展に意欲的に寄与できる者。
 - ③各ブロック部会から推薦をうけた者。
- 3 理事長 理事長選出規定に基づき選出し、部長之を委嘱する。
副部長を兼ねる。
- 4 副理事長 理事長が理事及び加盟校顧問から指名し、理事会の承認を得て部長之を委嘱する。
- 5 常任理事 理事長が加盟校顧問から指名し、部長之を委嘱する。
部会長、部会委員を兼ねる。
- 6 理事 理事長が加盟校顧問から指名し、部長之を委嘱する。
- 7 監事 理事長が加盟校顧問より指名し、部長之を委嘱する。

附 則

平成22年 3月 8日 制定